

猪名川町告示第32号

猪名川町工事請負業者審査委員会規程の一部を改正する規程をここに告示する。

令和8年3月27日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町工事請負業者審査委員会規程の一部を改正する規程

令和 8 年 3 月 27 日

規 程 第 22 号

猪名川町工事請負業者審査委員会規程（昭和60年第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、原則として月1回の開催とし、猪名川町部長会議の終了後に行う。

第4条に次の1項を加える。

4 委員会は、委員長が必要と認めるときに限り、臨時で会議を開くことができる。

第5条に次の1項を加える。

2 起工担当者は、会議の開催に合わせて、設計書等の基礎資料の調製を計画的に行い、円滑な議事進行に協力する。

第7条第1項中「委員会の所掌事務について、あらかじめ整理、調整するため及び委員会の審議事項に加えて」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

猪名川町工事請負業者審査委員会規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 委員会は、原則として月1回の開催とし、猪名川町部長会議の終了後に行う。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 委員会は、委員長が必要と認めるときに限り、臨時で会議を開くことができる。</u></p> <p>(議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 起工担当者は、会議の開催に合わせて、設計書等の基礎資料の調製を計画的に行い、円滑な議事進行に協力する。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第7条 委員会は、1件の設計金額が1,000万円以上の建設工事及び1件の設計金額が1,000万円以上の建設工事に係る設計、監理、測量及び調査委託の指名競争入札の業者選定に関することを審議するために部会を設置する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 委員会は、<u>委員会の所掌事務について、あらかじめ整理、調整するため及び委員会の審議事項に加えて1件の設計金額が1,000万円以上の建設工事及び1件の設計金額が1,000万円以上の建設工事に係る設計、監理、測量及び調査委託の指名競争入札の業者選定に関する</u>ことを審議するために部会を設置する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>